

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科科学省令第十五号）	86
○ 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年三月三十一日文科科学省令第十七号）	87
○ 国立大学法人法施行規則（平成十五年十二月十九日文科科学省令第五十七号）	89
○ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年三月三十一日文科科学省令第十六号）	95
○ 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年三月三十一日文科科学省令第二十三号）	99
○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年四月一日文科科学省令第二十八号）	102
○ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年四月三十日文科科学省令第三十一号）	104
○ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年一月三十一日文科科学省令第一号）	106
○ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年八月七日文科科学省令第三十一号）	107

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則 第一節 設置廃止等</p> <p>第四条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。</p> <p>第七条の三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科、高等専門学校<small>こうとうせんもんがっこう</small>の学科若しくは特別支援学校<small>とくべつしえんがっこう</small>の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第六条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。</p> <p>第七条の四 大学又は特別支援学校<small>とくべつしえんがっこう</small>の高等部における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第六条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。</p> <p>② 大学又は特別支援学校<small>とくべつしえんがっこう</small>の高等部における通信教育に関する規程の変更につ</p>	<p>第一章 総則 第一節 設置廃止等</p> <p>第四条 （略）</p> <p>② （略） （新設）</p> <p>第七条の三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科、高等専門学校<small>こうとうせんもんがっこう</small>の学科若しくは盲学校<small>もうがっこう</small>、聾学校<small>ろうがっこう</small>若しくは養護学校<small>ようごがっこう</small>の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第六条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。</p> <p>第七条の四 大学又は盲学校<small>もうがっこう</small>、聾学校<small>ろうがっこう</small>若しくは養護学校<small>ようごがっこう</small>の高等部における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第六条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。</p> <p>② 大学又は盲学校<small>もうがっこう</small>、聾学校<small>ろうがっこう</small>若しくは養護学校<small>ようごがっこう</small>の高等部における通信教育に関</p>

いての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 大学又は特別支援学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに学生又は生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の五 特別支援学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第六条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第七条の六 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に係る地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第七条の七 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校の学科の廃止又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認

する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 大学又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに学生又は生徒の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の五 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第六条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてなければならない。

第七条の六 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に係る地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第三条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

第七条の七 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校の学科の廃止又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての認可の申請又は

可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の九 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

第三節 管理

第十三条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② (略)

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 四 (略)

④ (略)

第二章 小学校

第三節 就学

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）

届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第七条の九 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

第三節 管理

第十三条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② (略)

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）盲学校、聾学校又は養護学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

一 四 (略)

④ (略)

第二章 小学校

第三節 就学

第三十条 学校教育法施行令第一条第一項の学齢簿に記載（同条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）

（をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 二（略）

三 就学する学校に関する事項

イ ロ（略）

ハ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日

四 六（略）

2（略）

第五章 大学

第一節 設備、編成、学部及び学科

第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に二年以上在学した者

二 六（略）

第六章 特別支援教育

第七十三条 特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編成は、この章に規定するもののほか、別にこれを定める。

第七十三条の二 特別支援学校においては、学校教育法第七十一条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものを学則その他の設置者の定める規則（次項において「学則等」という。）で定めるとともに、これについて保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

（をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 二（略）

三 就学する学校に関する事項

イ ロ（略）

ハ 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日

四 六（略）

2（略）

第五章 大学

第一節 設備、編成、学部及び学科

第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に二年以上在学した者

二 六（略）

第六章 特殊教育

第七十三条 盲学校、聾学校及び養護学校の設置基準並びに特殊教育級の設備編成は、この章に規定するもののほか、別にこれを定める。

（新設）

2 前項の学則等を定めるに当たっては、当該特別支援学校の施設及び設備等の状況並びに当該特別支援学校の所在する地域における障害のある児童等の状況について考慮しなければならない。

第七十三条の二の二 特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童又は生徒に対する教育を行う学級にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

2 特別支援学校の幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

第七十三条の二の三 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の別ごとに編制するものとする。

3 特別支援学校の幼稚部における保育は、特別の事情のある場合を除いては、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の別ごとに行うものとする。

第七十三条の二の四 特別支援学校の小学部においては、校長のほか、一学級当たり教諭一人以上を置かなければならない。

2 特別支援学校の中学部においては、一学級当たり教諭二人を置くことを基準とする。

3 視覚障害者である生徒及び聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別

（第七十三条の六から移設。2項は一部のみ移設。）【参考】

第七十三条の六 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、盲学校及び聾学校にあつては十人以下を、養護学校にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

② 幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部又は高等部の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

（新設）

（新設）

第七十三条の二の二 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部においては、校長のほか、一学級当たり教諭一人以上を置かなければならない。

2 盲学校、聾学校及び養護学校の中学部においては、一学級当たり教諭二人を置くことを基準とする。

3 盲学校及び聾学校の高等部においては、特殊の教科を担任するため、必要

支援学校の高等部においては、自立教科（理療、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科をいう。）を担任するため、必要な数の教員を置かなければならない。

4 特別支援学校の幼稚部においては、同時に保育される幼児数八人につき教諭一人を置くことを基準とする。

5 前四項の場合において、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、校長若しくは教頭が教諭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭に代えることができる。

（前条第四項に移設）

第七十三条の四 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

②④（略）

第七十三条の五 特別支援学校には、各部に主事を置くことができる。

②（略）

第七十三条の六 削除

（新第七十三条の二の二（学級編制の前）に移設）

な数の教員を置かなければならない。

（第七十三条の六第二項から分割して移設）【参考】

② 幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

（次条から移設）

第七十三条の二の三 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部又は高等部においては、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が教諭を兼ね、又は助教諭若しくは講師をもつて教諭に代えることができる。

第七十三条の四 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

②④（略）

第七十三条の五 盲学校、聾学校及び養護学校には、各部に主事を置くことができる。

②（略）

第七十三条の六 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、盲学校及び聾学校にあつては十人以下を、養護学校にあつては十五人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

② 幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。

第七十三条の七 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（知的障害者である児童を教育する場合を除く。）によつて編成するものとする。

第七十三条の八 特別支援学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

② 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項において「国語等」という。）の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。）とする。

③ 選択教科は、国語等の各教科（知的障害者である生徒を教育する場合は外国語とする。）及び第七十三条の十に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条の九 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第四に定める各教科に属する科目（知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第七十三条の十に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（知的障害者である生徒を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第七十三条の七 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（養護学校の小学部にあつては、知的障害者を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科とする。）、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間（養護学校の小学部にあつては、知的障害者を教育する場合を除く。）によつて編成するものとする。

第七十三条の八 盲学校、聾学校及び養護学校の中学部の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

② 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（次項において「国語等」という。）の各教科（養護学校の中学部にあつては、知的障害者を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科とする。）とする。

③ 選択教科は、国語等の各教科（養護学校の中学部にあつては、知的障害者を教育する場合は外国語とする。）及び第七十三条の十に規定する盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領で定めるその他特に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考慮して設けるものとする。

第七十三条の九 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の教育課程は、別表第三に定める各教科（盲学校及び聾学校の高等部にあつては、別表第四に定める各教科を含む。）に属する科目（養護学校の高等部にあつては、知的障害者を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業及び流通・サービスの各教科並びに第七十三条の十に規定する盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科とする。）、特別活動（養護学校の高等部にあつては、知的障害者を教育する場合は、道徳及び特別活動とする。）、自立活動及び総合的な学習の時間によつて編成するものとする。

第七十三条の十 特別支援学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚園教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

第七十三条の十一 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第七十三条の七から第七十三条の九までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第四に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

② 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第七十三条の十二 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合は、教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

② (略)

第七十三条の十三 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないことができる。

第七十三条の十 盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領によるものとする。

第七十三条の十一 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第七十三条の七から第七十三条の九までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第四に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

② 養護学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部又は高等部において、当該学校に就学することとなつた心身の故障以外に他の心身の故障を併せ有する児童又は生徒を教育する場合についても、同様とする。

第七十三条の十二 盲学校、聾学校又は養護学校の小学部、中学部又は高等部において、当該学校に就学することとなつた心身の故障以外に他の心身の故障を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合は、教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

② (略)

第七十三条の十三 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に關し、その改善に資する研究を行なうため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらないことができる。

第七十三条の十四 校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより、これを行うものとする。ただし、前条の規定により、特別支援学校の高等部の教育課程に関し第七十三条の九及び第七十三条の十の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、これを行うものとする。

第七十三条の十五 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第七十三条の十六 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条及び第五十六条の三の規定は、特別支援学校に、これを準用する。

② 第二十七条、第二十八条、第四十八条の二及び第五十八条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に、これを準用する。

③ 第二十四条第二項、第二十五条の二及び第四十三条の規定は、特別支援学校の小学部に、これを準用する。

④ 第二十四条第二項、第四十三条、第五十二条の二、第五十二条の三及び第五十四条の六の規定は、特別支援学校の中学部に、これを準用する。

⑤ 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の二、第五十九条第一項から第三項まで、第六十条から第六十三条まで、第六十三条の三第一項及び第二項、第六十三条の四から第六十三条の六まで並びに第六十五条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に、これを準用する。この場合において、第六十三条の三第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるもの

第七十三条の十四 校長は、生徒の盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領に定めるところにより、これを行うものとする。ただし、前条の規定により、盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の教育課程に関し第七十三条の九及び第七十三条の十の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、これを行うものとする。

第七十三条の十五 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第七十三条の十六 第二十二条の二から第二十二条の四まで、第二十二条の六、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十六条、第四十四条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条及び第五十六条の三の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、これを準用する。

② 第二十七条、第二十八条、第四十八条の二及び第五十八条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部に、これを準用する。

③ 第二十四条第二項、第二十五条の二及び第四十三条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部に、これを準用する。

④ 第二十四条第二項、第四十三条、第五十二条の二、第五十二条の三及び第五十四条の六の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の中学部に、これを準用する。

⑤ 第五十二条の二、第五十二条の三、第五十六条の二、第五十九条第一項から第三項まで、第六十条から第六十三条まで、第六十三条の三第一項及び第二項、第六十三条の四から第六十三条の六まで並びに第六十五条第三項の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。この場合において、第六十三条の三第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の盲学校、聾学校、養護学校

とする。

第七十三条の十七 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第七十三条の十八 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第七十五条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第七十三条の十九 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第七十三条の二十 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第七十三条の二十一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一〜七（略）

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第七十三条の十七 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特殊学級の一学級の児童又は生徒の数は、法令に特別の定のある場合を除き、十五人以下を標準とする。

第七十三条の十八 特殊学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第七十五条第一項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第七十三条の十九 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特殊学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第七十三条の二十 前条の規定により特別の教育課程による特殊学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特殊学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

第七十三条の二十一 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号の一に該当する児童又は生徒（特殊学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該心身の故障に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二十四条第一項、第二十四条の二及び第二十五条の規定並びに第五十三条から第五十四条の二までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一〜七（略）

八 その他心身に故障のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第七十三条の二十二 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附則（抄）

第八十三条 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、夫夫これを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

② 従前の規定による盲学校及び聾唼学校の初等部並びにその予科は、それぞれこれを学校教育法による特別支援学校の小学部及び幼稚園とみなす。

第九十二条の二 この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに盲学校及聾唼学校令による盲学校及び聾唼学校の中等部を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することができる学年
国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間の課程を除く。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することができる学年
(略)	(略)
修業年限四年の高等女学校卒業程度	学校教育法による高等学校（特別）

第七十三条の二十二 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾唼学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附則（抄）

第八十三条 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、夫夫これを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

② 従前の規定による盲学校及び聾唼学校の初等部並びにその予科は、夫夫これを学校教育法による盲学校及び聾唼学校の小学部並びに幼稚園とみなす。

第九十二条の二 この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに盲学校及聾唼学校令による盲学校及び聾唼学校の中等部を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（盲学校及び聾唼学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することができる学年
国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間の課程を除く。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校（盲学校及び聾唼学校の高等部を含む。）の全日制の課程へ編入することができる学年
(略)	(略)
修業年限四年の高等女学校卒業程度	学校教育法による高等学校（盲学）

を入学資格とする高等女学校の高等科若しくは専攻科の左記学年の課程を修了した者	支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程へ編入することのできる学年
(略)	(略)
修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程へ編入することのできる学年
(略)	(略)

第九十四条の二 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の卒業者は、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者と見なす。

(略)	(略)
② 左表の上欄に規定する者は、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。	(略)
(略)	(略)

別表第四(第七十三条の九関係)

(一) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育に関する各教科

(略)	(略)
-----	-----

(二) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育に関する各教科

(略)	(略)
-----	-----

を入学資格とする高等女学校の高等科若しくは専攻科の左記学年の課程を修了した者	校及び聾学校の高等部を含む。)の全日制の課程へ編入することのできる学年
(略)	(略)
修業年限四年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による高等学校(盲学校及び聾学校の高等部を含む。)の全日制の課程へ編入することのできる学年
(略)	(略)

第九十四条の二 左表の上欄に掲げる従前の規定による学校の卒業者は、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による盲学校及び聾学校の高等部を含む。)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者と見なす。

(略)	(略)
② 左表の上欄に規定する者は、これを下欄に掲げる学校教育法による高等学校(学校教育法による盲学校及び聾学校の高等部を含む。)の全日制の課程の各学年の課程を修了した者とみなす。	(略)
(略)	(略)

別表第四(第七十三条の九関係)

(一) 盲学校の専門教育に関する各教科

(略)	(略)
-----	-----

(二) 聾学校の専門教育に関する各教科

(略)	(略)
-----	-----

(※以下、参考(改正省令本文に置かれる規定))

附 則(今改正の改正附則)

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

(学校教育法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校(以下「旧盲学校等」という。)に在学していた者に対するこの省令第一条の規定による改正後の学校教育法施行規則(第三項において「新学校教育法施行規則」という。)第六十九条の五第一号の規定の適用については、その者は、改正法第一条の規定による改正後の学校教育法第一条に規定する特別支援学校に在学していた者とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧盲学校等に在学している者については、当該者の旧盲学校等における履修を当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるとされた特別支援学校における履修とみなして、当該特別支援学校の課程の修了、単位の修得又は卒業の認定をすることができる。

3 この省令の施行前に旧盲学校等において単位を修得した者に対する新学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項において読み替えて準用する新学校教育法施行規則第六十三条の三の規定の適用については、当該単位は、当該旧盲学校等が改正法附則第二条第一項の規定によりなるとされた特別支援学校において修得した単位とみなす。

【参考】学校教育法施行規則第七十三条の十六第五項による第六十三条の三の読替表

(傍線部は読替部分)

改正後の規定による読替後	現行の規定による読替後	読替前
<p>第六十三条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第六十三条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の盲学校、聾学校、養護学校、高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第六十三条の三 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。</p> <p>2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得する場合には、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。</p> <p>3 (略)</p>

○ 学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（定義） 第三条（略） 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、<u>学部長</u>、<u>教授</u>、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>助手</u>、<u>講師</u>、<u>教頭</u>、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>養護助教諭</u>及び<u>栄養教諭</u>並びに<u>専修学校</u>及び<u>各種学校</u>の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。 3（略）</p> <p>（調査の範囲、区分及び時期） 第四条 学校基本調査は、学校、卒業者及び不就学の学齢児童生徒について次の区分及び時期によつて行う。 一〜五（略） 六 卒業後の状況調査 前学年度間の卒業者（高等学校及び中等教育学校並びに<u>特別支援学校</u>の高等部にあつては、前学年度前の卒業者で上級の学校に入学を志願したものを含む。）について、毎年五月一日現在</p>	<p>（定義） 第三条（略） 2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、助教、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。 3（略）</p> <p>（調査の範囲、区分及び時期） 第四条 学校基本調査は、学校、卒業者及び不就学の学齢児童生徒について次の区分及び時期によつて行う。 一〜五（略） 六 卒業後の状況調査 前学年度間の卒業者（高等学校及び中等教育学校並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の高等部にあつては、前学年度前の卒業者で上級の学校に入学を志願したものを含む。）について、毎年五月一日現在</p>												
<p>（申告の義務及び方法等） 第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県知事若しくは市町村長を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。</p>	<p>（申告の義務及び方法等） 第六条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる事項について、文部科学大臣が直接又は都道府県知事若しくは市町村長を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学</td> </tr> <tr> <td>上欄</td> <td>下欄</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	特別支援学校	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学	上欄	下欄	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>盲学校、聾学校</td> <td>当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学</td> </tr> <tr> <td>上欄</td> <td>下欄</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	盲学校、聾学校	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学	上欄	下欄	(略)	(略)
特別支援学校	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学												
上欄	下欄												
(略)	(略)												
盲学校、聾学校	当該学校について前条第一項第一号の事項並びに当該学												
上欄	下欄												
(略)	(略)												

の長
校に置かれる中学部及び高等部について同項第六号の事

(略) (略)

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

一～四 (略)

五 市町村立及び私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する者を除く。）は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

3 (略)

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校（通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに都道府県立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校
(略)	(略)
卒業後の状況調査	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校並びに都道府県立の中学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）

2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	市町村立及び私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校

校及び養護学校の長
校に置かれる中学部及び高等部について同項第六号の事

(略) (略)

2 前項の申告は、調査票に所定の事項を記入し、記名の上、次の各号の区分により提出することによつて行うものとする。

一～四 (略)

五 市町村立及び私立の小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の長並びに私立のこれらの学校の設置者（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する者を除く。）は、市町村長の定める期日までに市町村長に提出する。

3 (略)

(調査票の配布等)

第九条 令別表第四の一の項第三欄第二号の文部科学省令で定める都道府県知事が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校（通信制の課程のみを置く高等学校及び中等教育学校を除く。）並びに都道府県立の小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校
(略)	(略)
卒業後の状況調査	公立及び私立の高等学校及び中等教育学校並びに都道府県立の中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）

2 令別表第四の一の項第五欄第一号の文部科学省令で定める市町村長が調査すべき学校は、次表の上欄に掲げる区分ごとに下欄に掲げる学校とする。

上欄	下欄
学校調査	市町村立及び私立の小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校

学校施設調査	私立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する場合を除く。）並びに市町村立の専修学校及び各種学校
卒業後の状況調査	市町村立及び私立の中学校及び特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）

(実地検査)

第十二条 統計官、都道府県の統計主事及び学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。）は、統計法第十三条の規定により、必要な場所に立ち入り、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。

2 (略)

学校施設調査	私立の小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校（これらの学校と高等学校又は中等教育学校を併せて設置する場合を除く。）並びに市町村立の専修学校及び各種学校
卒業後の状況調査	市町村立及び私立の中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校（中学部又は高等部を置く学校に限る。）

(実地検査)

第十二条 統計官、都道府県の統計主事及び学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。）は、統計法第十三条の規定により、必要な場所に立ち入り、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について検査をし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。

2 (略)

○ 学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査の範囲）</p> <p>第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の児童、生徒、学生、幼児及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学、高等専門学校及び特別支援学校 文部科学大臣が指定する年</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（調査の範囲）</p> <p>第四条 学校保健統計調査は、次の各号に掲げる学校の児童、生徒、学生、幼児及び職員の全部又は一部について、それぞれ、当該各号に定める年に行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学、高等専門学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u> 文部科学大臣が指定する年</p> <p>2～4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、<u>学部長、教授、准教授、助教、助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u></p> <p>（申告の義務及び方法等）</p> <p>第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる事項について、次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県若しくは市町村の教育委員会を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 大学、高等専門学校及び特別支援学校の長は、前条第一項第二号及び第三号の事項</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この省令で「教員」とは、学校の長、副学長、学部長、教授、助教諭、<u>助手、講師、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに専修学校及び各種学校の教員をいい、「職員」とは、学校の職員で教員以外のものをいう。</u></p> <p>（申告の義務及び方法等）</p> <p>第六条 学校の長は、前条第一項各号に掲げる事項について、次の各号の区分により、文部科学大臣が直接又は都道府県若しくは市町村の教育委員会を通じて配布する調査票によつて申告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 大学、高等専門学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校の長は、前条第一項第二号及び第三号の事項</u></p> <p>2・3（略）</p>

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（その者の事情によらないで退職した者の範囲等）</p> <p>第三十三条の十二 施行令第九条第三号に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 分校の廃止、高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院若しくは大学院の研究科の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校^{（略）}の学科の廃止、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）<u>第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u>第一条に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止又は専修学校^{（略）}の高等課程、専門課程、一般課程、分校若しくは学科の廃止</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（その者の事情によらないで退職した者の範囲等）</p> <p>第三十三条の十二 施行令第九条第三号に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 分校の廃止、高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院若しくは大学院の研究科の廃止、短期大学の学科の廃止、高等専門学校^{（略）}の学科の廃止、<u>盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部、高等部、幼稚部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止又は専修学校</u>の高等課程、専門課程、一般課程、分校若しくは学科の廃止</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和二十九年七月十四日文部省令第二十号）

（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則</p> <p>（令第一条第一号に規定する教科等）</p> <p>第一条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百五十七号。以下「令」という。）第一条第一号本文に規定する学校の種類別及び学年別の教科は、特別支援学校の高等部の第一学年又は第二学年のうちいずれか一の学年における保健体育とする。</p> <p>2 令第一条第一号ただし書の規定による学校の種類別及び学年別の特定の教科並びに当該教科の教科用図書の種類は、特別支援学校の高等部の全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部にあつては、保健体育を除く各教科とする。）を履修するために必要な教科用図書とする。</p>	<p>盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行規則</p> <p>（令第一条第一号に規定する教科等）</p> <p>第一条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百五十七号。以下「令」という。）第一条第一号本文の規定による学校の種類別及び学年別の教科は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の第一学年又は第二学年のうちいずれか一の学年における保健体育とする。</p> <p>2 令第一条第一号ただし書の規定による学校の種類別及び学年別の教科及び当該教科の教科用図書の種類は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目（知的障害者を教育する養護学校の高等部にあつては、保健体育を除く各教科とする。）を履修するために必要な教科用図書とする。</p>

○ 学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年八月六日文部省令第二十一号）

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（受講資格）</p> <p>第二条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者とする。</p>	<p>（受講資格）</p> <p>第二条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の免許状を有する者又は大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者とする。</p>

（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章〳第九章（略）</p> <p>第十章 自立教科等の免許状（第六十二条―第六十五条の二）</p> <p>第十章の二（略）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 単位の修得方法等</p> <p>第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大 学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三 項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において 準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三 十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七 条第二項及び第三項、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第 三号）第五条並びに大学院設置基準第十二条の二に定める基準によるもの とする。</p> <p>第三条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場 合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教 科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状 の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許 状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するも のとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章〳第九章（略）</p> <p>第十章 特殊教科の免許状（第六十二条―第六十五条の二）</p> <p>第十章の二（略）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 単位の修得方法等</p> <p>第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大 学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三 項に定める基準によるものとする。</p> <p>第三条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場 合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教 科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状 の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許 状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するも のとする。</p>

備考	(略)
<p>一・二(略)</p> <p>三 「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ二単元以上を修得するものとする。(次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。)</p>	

第六条 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)

備考	(略)
<p>一〜七(略)</p> <p>八 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、特別支援学校の小学部又は幼稚園部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。</p> <p>九(略)</p> <p>十 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校(特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。)又は幼稚園(特別支援学校の幼稚園部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相</p>	

備考	(略)
<p>一・二(略)</p> <p>三 「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ二単元以上を修得するものとする。(次条、第九条、第十五条第四項及び第六十四条第三項の場合においても同様とする。)</p>	

第六条 免許法別表第一に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(略)

備考	(略)
<p>一〜七(略)</p> <p>八 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校及び幼稚園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校の教育を中心とするものとする。この場合において、小学校又は幼稚園には、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は幼稚園部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部又は高等部を含む。</p> <p>九(略)</p> <p>十 小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びに附則第十七項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。)又は幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚園部並びに附則第</p>	

当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

2 3 (略)

第十条の六 小学校、中学校、幼稚園若しくは特別支援学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定

十七項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部並びに附則第十七項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部並びに附則第十七項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

2 3 (略)

第十条の六 小学校、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の二種免許状、養護教諭の二種免許状若しくは栄養教諭の二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうち二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合の教職に関する科目、特殊教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する

する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により小学校、中学校、幼稚園若しくは特別支援学校の教諭の一種免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十四条又は専門職大学院設置基準第二十一条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状

一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により小学校、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の一種免許状、養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

第十条の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十条第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六条、第七条、第九条、第十条、第十条の三及び第十条の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八条又は短期大学設置基準第十四条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第二章 課程の認定

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定により開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 (略)

第五章 免許法認定講習

第三十六条 免許法認定講習を開設することのできる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学（第四章に規定する特別支援学校の教員養成機関を含む。第三十九条第三項において同じ。）

二 免許法に定める授与権者

三 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会

2・3 (略)

第十章 自立教科等の免許状

第二章 課程の認定

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定により開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 (略)

第五章 免許法認定講習

第三十六条 免許法認定講習を開設することのできる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学（第四章に規定する特別支援学校の教員養成機関を含む。第三十九条第三項の場合において同じ。）

二 免許法に定める授与権者

三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会

2・3 (略)

第十章 特殊教科の免許状

第六十二条 免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十三条 特別支援学校の高等部において専ら自立教科（自立教科等のうち自立活動を除いたものをいう。以下同じ。）の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 普通免許状は、特別支援学校自立教科教諭の免許状とし、それぞれ一種免許状及び二種免許状に区分する。

3 臨時免許状は、特別支援学校自立教科助教諭の免許状とする。

4 特別支援学校の自立教科の教員の普通免許状及び臨時免許状は、視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理学療法及び音楽並びに聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服に分ける。）の各教科について授与するものとする。

第六十三条の二 特別支援学校において専ら自立活動の教授を担当する教員の普通免許状については、次項及び第三項に定めるところによる。

2 普通免許状は、特別支援学校自立活動教諭の一種免許状とする。

3 特別支援学校の自立活動の教員の普通免許状は、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育の各自立活動について授与するものとする。

第六十二条 免許法第十七条第一項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において、特殊の教科の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十三条 盲学校又は聾学校の高等部において特殊の教科（自立活動に係るものを除く。）の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状については、次項から第四項までに定めるところによる。

2 普通免許状は、盲学校及び聾学校の特殊教科の教諭の免許状とし、それぞれ一種免許状及び二種免許状に区分する。

3 臨時免許状は、盲学校及び聾学校の特殊教科の助教諭の免許状とする。

4 前二項に規定する教員の免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 盲学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員にあつては、理療（あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを含む。）、理学療法及び音楽

二 聾学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員にあつては、理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服に分ける。）

第六十三条の二 盲学校、聾学校又は養護学校において自立活動を担当する教員の普通免許状については、次項及び第三項に定めるところによる。

2 普通免許状は、盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の教諭の一種免許状とする。

3 前項に規定する教員の免許状は、次に掲げる各自立活動について授与するものとする。

- 一 盲学校において自立活動を担当する教員にあつては、視覚障害教育
- 二 聾学校において自立活動を担当する教員にあつては、聴覚障害教育
- 三 養護学校において自立活動を担当する教員にあつては、肢体不自由教育及び言語障害教育

第六十四条 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状は、次の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者又は免許法第六条第一項の規定による教育職員検定（以下この章において「教育職員検定」という。）に合格した者に授与する。ただし、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者には、授与しない。

- 一 療養の教科についての普通免許状 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の規定によるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下それぞれ「あん摩マツサージ指圧師免許」、「はり師免許」及び「きゆう師免許」という。）のいずれかを有しない者（医師法（昭和二十三年法律第二十二号）の規定による医師免許（以下この項において「医師免許」という。）を受けているものを除く。）

二 理学療法の教科についての普通免許状 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の規定による理学療法士の免許（第六十五条において「理学療法士免許」という。）を有しない者

三 理容の教科についての普通免許状 理容師法（昭和二十二年法律第二十三号）、「美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）」又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の規定による理容師免許及び美容師免許（第六十五条においてそれぞれ「理容師免許」及び「美容師免許」という。）のいずれも有しない者

免許状の種類 特別支援学校自立教科教諭	上	基礎資格	下
	欄		
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	療養	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。
			ロ 医師免許を受けていること。
理学療法	基礎資格	下	イ 特別支援教育の基礎理論に関する科
			ロ 次に掲げる科目の単位を含めて計二十六単位以上修得していること。

第六十四条 盲学校特殊教科教諭及び聾学校特殊教科教諭の普通免許状は、次の表の下欄に掲げる基礎資格を有する者又は免許法第六条第一項の規定による教育職員検定（この章中以下「教育職員検定」という。）に合格した者に授与する。ただし、「盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理療の教科についての免許状は、医師法（昭和二十三年法律第二十一号）の定めるところによる医師免許（以下「医師免許」という。）を受けている場合を除きあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の定めるところによるあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許（以下「あん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許」という。）を有しない者には、盲学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理学療法の教科についての免許状は、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）の定めるところによる理学療法士の免許（以下「理学療法士免許」という。）を有しない者には、聾学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理容の教科についての免許状は、理容師法（昭和二十二年法律第二十三号）、「美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）」又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところによる理容師又は美容師の免許（以下「理容師又は美容師の免許」という。）を有しない者には、授与しない。

（以下「理学療法士免許」という。）を有しない者には、聾学校特殊教科教諭の普通免許状のうち理容の教科についての免許状は、理容師法（昭和二十二年法律第二十三号）、「美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）」又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところによる理容師又は美容師の免許（以下「理容師又は美容師の免許」という。）を有しない者には、授与しない。

免許状の種類 盲学校特殊教科教諭	上	基礎資格	下
	欄		
盲学校特殊教科教諭	一種免許状	療養	イ 文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の理療科を卒業したこと。
			ロ 医師免許を受けていること。
理学療法	基礎資格	下	イ 免許法別表第一に規定する盲学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位を第七条第一項
			ロ 免許法別表第一に規定する盲学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位を第七条第一項

		二種免許状											
	理学療法	理療	特殊技芸	音楽	<p>目 二単位以上</p> <p>ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 八単位以上</p> <p>ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 十三単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る五単位以上を含む。）</p> <p>ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 三単位以上</p> <p>文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。</p> <p>文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したと。</p> <p>文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に一年以上在学したこと。</p>	<p>次に掲げる科目の単位を含めて計十六単位以上修得していること。</p> <p>イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 二単位以上</p> <p>ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 四単位以上</p> <p>ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 七単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る三単</p>	<p>二種免許状</p>	<p>理学療法</p>	<p>理療</p>	<p>音楽</p>	<p>（新設）</p>	<p>文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の音楽科を卒業したこと。</p>	<p>及び第二項に定める修得方法の例により二十三単位以上修得したこと。</p>

	音楽	ハ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 三単位以上	位以上を含む。）
特殊技艺	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に一年以上在学したこと。	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技艺科に一年以上在学したこと。	

(削除)

備考

一 この表の下欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状（視覚障害者に関する教育の領域を定めるものに限る。）の授与を受けける場合における第七条に定める特別支援教育に関する科目の各科目の修得方法の例にならうものとする。

二 この表の下欄に規定する文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関については、第四章（第二十九条を除く。）の規定を準用する（次項の表の第四欄の場合においても同様とする。）。

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

	音楽	文部科学大臣の指定する盲学校教員養成機関の音楽科に一年以上在学したこと。	
特殊教諭	(新設)	文部科学大臣の指定する聾学校教員養成機関の特殊技艺科を卒業したこと。	
聾学校特殊教諭	一種免許状	文部科学大臣の指定する聾学校教員養成機関の特殊技艺科に一年以上在学したこと。	
特殊教諭	二種免許状	文部科学大臣の指定する聾学校教員養成機関の特殊技艺科に一年以上在学したこと。	

(新設)

(第四項から移設) 【参考】

4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する文部科学大臣の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関に関しては第四章の規定（第二十九条を除く。）を、同項の表の同欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育に関しては第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同項の表の同欄に規定する単位の計算方法に関しては第一条の二の規定を、準用する。

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

(削除)	特別支援学校 校自立教科 教諭		一種免許状		受けようと する免許状 の種類	所有資格	第一欄						
	二種免許状		二種免許状					有することを必要と する第一欄に掲げる 学校の教員の免許状 の種類及び免許状に 係る教科の種類	第二欄				
	理療	理学療法	理療	理学療法						第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員として 良好な成績 で勤務した 旨の実務証 明責任者の 証明を有す ることを必 要とする最 低在職年数	第三欄		
	音楽		音楽									第二欄に定め る各免許状を取 得した後、大学、 文部科学大臣の 指定する特別支 援学校の教員養 成機関又は文部 科学大臣の認定 する講習、大学	第四欄
	理容		理容										
特殊技芸		特殊技芸											

聾学校特殊 教科教諭	一種免許状		一種免許状		受けようと する免許状 の種類	所有資格	第一欄						
	二種免許状		二種免許状					有することを必要と する第一欄に掲げる 学校の教員の免許状 の種類及び免許状に 係る教科の種類	第二欄				
	理療	理学療法	理療	理学療法						第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 学校の教員 として良好 な成績で勤 務した旨の 実務証明責 任者の証明 を有するこ とを必要と する最低在 職年数	第三欄		
	音楽		音楽									第二欄に定め る各免許状を取 得した後、大学、 文部科学大臣の 指定する盲学校 若しくは聾学校 の教員養成機関 又は文部科学大 臣の認定する講 習、大学の公開 講座若しくは通 信教育において 修得すること を必要とする最 低単位数	第四欄
	理容		理容										
特殊技芸		特殊技芸											

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする。

二 第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校（次号において「視覚特別支援学校」という。）又は聴覚障害者である幼児、児童若しくは生徒に対する教育を行う特別支援学校（次号において「聴覚特別支援学校」という。）の教員として在職した年数とし、同欄の実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからへまでに定めるところによる。ただし、イからへまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ 療養の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上及び理療に関する科目七単位以上

ロ 理学療法の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」三単位以上

ハ 療養の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び理療に関する

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする。

（新設）

（第三項から移設）【参考】

3 前項の表の第四欄に定める単位の修得方法は、次の各号の定めるところによる。ただし、各号に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校の教育又は聾学校の教育を中心として修得するものとする。

一 療養の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」三単位以上及び理療に関する科目七単位以上

二 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」三単位以上

三 療養の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及び理療に関する科目九単位以上

る科目九単位以上

二 理学療法の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上及び特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上

ホ 音楽の教科の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及び音楽に関する科目四単位以上

ヘ 特殊技芸の教授を担当する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上

四 この表の第四欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育については、第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同欄に規定する単位の計算方法については第一条の二の規定をそれぞれ準用する。

(前項の表備考第三号へ移設)

四 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上

五 音楽の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及び音楽に関する科目四単位以上

六 特殊技芸の教授を担当する聾学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上

(第四項から移設)【参考】

4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する文部科学大臣の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関に関しては第四章の規定(第二十九条を除く。)を、同項の表の同欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育に関しては第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同項の表の同欄に規定する単位の計算方法に関しては第一条の二の規定を、準用する。

3 前項の表の第四欄に定める単位の修得方法は、次の各号の定めるところによる。ただし、各号に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校の教育又は聾学校の教育を中心として修得するものとする。

一 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関

(第一項の表、第二項の表の備考に移設)

- 二 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、「第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」三単位以上及び理療に関する科目七単位以上
 - 三 理療の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及び理療に関する科目九単位以上
 - 四 理学療法の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上
 - 五 音楽の教科の教授を担当する盲学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及び音楽に関する科目四単位以上
 - 六 特殊技芸の教授を担当する聾学校特殊教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める教育の基礎理論に関する科目四単位以上、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上
- 4 第一項の表の下欄及び第二項の表の第四欄に規定する文部科学大臣の指定する盲学校又は聾学校の教員養成機関に関しては第四章の規定(第二十九条を除く。)を、同項の表の同欄に規定する文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育に関しては第五章、第五章の二又は第六章の規定を、同項の表の同欄に規定する単位の計算方法に関しては第一条の二の規定

第六十五条 特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状は、次の各号に掲げる免許教科に応じ、それぞれ当該各号に定める者に、教育職員検定により授与する。

一 理療 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許を受けている者

二 理学療法 理学療法士免許を受けている者

三 音楽 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者

四 理容 理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科を卒業したもの又は四年以上理容に関する実地の経験を有するもの

五 特殊技芸 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者

(削る)

第六十五条の二 特別支援学校自立活動教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者に授与する。

第十章の二 特別免許状

第六十五条の三 免許法第四条の二第三項及び第五条第二項から第四項までに規定する特別免許状の授与については、この章の定めるところによる。

を、準用する。

第六十五条 盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状は、理療の教科にあつてはあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許を受けている者に、理学療法の教科にあつては理学療法士免許を受けている者に、音楽の教科にあつては盲学校高等部の音楽専攻科を卒業した者に、教育職員検定により授与する。

(2項から移設)

2 聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状は、理容の教科にあつては理容師又は美容師の免許を受けている者で、かつ、聾学校高等部の理容科の専攻科を卒業したもの又は四年以上理容に関する実地の経験を有するものに、特殊技芸の教科にあつては、免許教科の種類に応じ、それぞれ聾学校高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者に、教育職員検定により授与する。

第六十五条の二 盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の教諭の一種免許状は、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者に授与する。

第十章の二 特別免許状

第六十五条の三 免許法第四条第七項並びに第五条第三項及び第四項に規定する特別免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十五条の四 免許法第五条第四項に規定する文部科学省令で定める者は、認定課程を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長及びその他学校教育に関し学識経験を有する者とする。

第六十五条の五 免許法第四条の二第三項の規定による特別支援学校教諭の特別免許状は、第六十三条第四項に掲げる各教科及び第六十三条の二第三項に掲げる各自立活動について授与するものとする。

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九に規定する道徳の一部、同令第二十四条第一項、第五十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十三条の八第一項及び第七十三条の九に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第二十五条に規定する小学校学習指導要領及び同令第七十三条の十に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十六条の二の二 免許法第五条の二第三項の規定による特別支援学校助教諭の臨時免許状についての新教育領域の追加の定めは、当該新教育領域が定められた普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定に合格した者が所有する臨時免許状について行うものとする。

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受

第六十五条の四 免許法第五条第四項に規定する文部科学省令で定める者は、認定課程を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びその他学校教育に関し学識経験を有する者とする。

第六十五条の五 免許法第四条第七項の規定による盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第六十三条第四項に掲げる各教科及び第六十三条の二第三項に掲げる各自立活動について授与するものとする。

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第二十四条第一項、第五十三条第一項、第七十三条の七、第七十三条の八第一項並びに第七十三条の九に規定する道徳の一部、同令第二十四条第一項、第五十三条第一項、第五十七条、第七十三条の七、第七十三条の八第一項並びに第七十三条の九に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第二十五条に規定する小学校学習指導要領並びに同令第七十三条の十に規定する盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領及び養護学校学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十八条 免許法別表第三備考第七号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、免許法別表第三の規定の適用を受ける者にあつては、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受

ける場合にあっては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあっては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十条 免許法別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七、別表第八若しくは第六十四条第二項の表の第三欄又は別表第五の第二欄に規定する在職年数には、休職の期間は通算しない。

第七十一条 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、書換若しくは再交付又は教育職員検定を受けようとする者は、免許法第五条の二第一項及び第三項に定めるもののほか、都道府県の教育委員会規則の定めるところにより、授与権者に申し出るものとする。

第七十二条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 特別支援学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害

受ける場合にあっては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条 免許法別表第五備考第三号に規定する文部科学省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事、社会教育主事の職又は中学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあっては免許法第十六条の五第一項の規定による小学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師の職とする。

第六十九条の三 免許法別表第六備考第四号に規定する文部科学省令で定める職員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

第七十条 免許法別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七若しくは別表第八の第三欄又は別表第五の第二欄に規定する在職年数には、休職の期間は通算しない。

第七十一条 免許状の授与、書換若しくは再交付又は教育職員検定を受けようとする者は、都道府県の教育委員会規則の定めるところにより、授与権者に願ひ出なければならぬ。

第七十二条 (略)

2 (略)

一～三 (略)

四 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害

教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認められた分野

五〇六 (略)

3 (略)

第七十四条 免許法第八条の原簿は、免許法第四条及び第四条の二第一項の規定による免許状、免許法第十六条の三第一項の規定による中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状、免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状並びに第六十三条、第六十三条の二及び第六十五条の五の規定による特別支援学校の自立教科又は自立活動の教員の免許状の種類に応じて作製しなければならない。

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを行つた年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十五条 免許法第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域の島以外の島とする。

附 則（抄）

1 〱 21 (略)

22 免許法附則第四項、第五項、第九項及び第十八項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄に規定する在職年数の通算に関しては、第七十条の規定を準用する。

23 (略)

24 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助

教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認められた分野

五〇六 (略)

3 (略)

第七十四条 免許法第八条の原簿は、免許法第四条の規定による免許状、免許法第十六条の三第一項の規定による中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状、免許法第十六条の四第一項の規定による高等学校教諭の普通免許状並びに第六十三条、第六十三条の二及び第六十五条の五の規定による特殊の教科の免許状の種類に応じて作製しなければならない。

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十五条 免許法第十八条の文部科学省令で定める島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち内閣府設置法第四条第一項第十三号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）に規定する北方地域の島以外の島とする。

附 則（抄）

1 〱 21 (略)

22 免許法附則第四項、免許法附則第五項及び第十八項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄に規定する在職年数の通算に関しては、第七十条の規定を準用する。

23 (略)

24 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助

手は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

25
34（略）

別記様式（第七十二条関係）

（様式 略）

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

ア 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のごとく記入すること。

イ 割印は、授与権者の印を用い、免許状と教育職員免許状原簿の相当欄とにかけて押すこと（特別支援学校の教員の免許状（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第五條第一項の規定により当該免許状とみなされるものを含む。以下同じ。）の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行うときも同様とする。）。

ウ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

エ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。オにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）と記入すること。

オ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第一条）」の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは

手は、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

25
34（略）

別記様式（第七十二条関係）

（様式 略）

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

ア 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「盲学校特殊教科教諭」又は「養護学校自立活動教諭」のごとく記入すること。

イ 割印は、授与権者の印を用い、免許状と教育職員免許状原簿の相当欄とにかけて押すこと。

ウ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

エ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号。オにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）と記入すること。

オ 免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第

「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

カ 「(左記の教科について)」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

キ 教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。

ク 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ケ 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、第七十二条第二項に規定する大学院での専攻(十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。)

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関(学部、学科等を含む。)の名称、卒業又は修了の年月日

(エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

(オ) 特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日(特別支援教育領域ごとに記入する。)

(カ) その他授与権者において必要と認める事項

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

条」の箇所は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

カ 「(左記の教科について)」の箇所については、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

キ 教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。

ク 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ケ 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、第七十二条第二項に規定する大学院での専攻(十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。)

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関(学部、学科等を含む。)の名称、卒業又は修了の年月日

(エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

(新設)

(オ) その他授与権者において必要と認める事項

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

(※以下、参考(改正省令本文に置かれる規定))

附 則(今改正の改正附則)

(教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則(この省令第二条による改正前の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。)第六十三条又は第六十三条の二の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科免許状(改正法附則第六条第一項に規定する特殊教科免許状をいう。以下この項において同じ。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則(この省令第二条による改正後の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。)第六十三条又は第六十三条の二の規定に基づき授与される自立教科等免許状(改正法附則第六条第一項に規定する自立教科等免許状をいう。以下この項において同じ。)とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科免許状	自立教科等免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理療の教科についての盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状	理療の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の二種免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状

教科教諭の二種免許状	立教科教諭の二種免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科助教諭の臨時免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の臨時免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の一種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教諭の一種免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教諭の一種免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
工芸の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状	工芸の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教諭の一種免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教諭の二種免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の二種免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科助教諭の臨時免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状
視覚障害教育の自立活動についての盲学校自立活動教諭の一種免許状	視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状

聴覚障害教育の自立活動についての聾学校自立活動教諭の一種免許状	聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状
肢体不自由教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の一種免許状	肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状
言語障害教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の一種免許状	言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の一種免許状

2 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科特別免許状（改正法附則第六条第二項に規定する特殊教科特別免許状をいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則第六十五条の五の規定に基づき授与される自立教科等特別免許状（改正法附則第六条第二項に規定する自立教科等特別免許状をいう。以下この項において同じ。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、施行日において、それぞれ当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科特別免許状	自立教科等特別免許状
療養の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状	療養の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状	理学療法の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
音楽の教科についての盲学校特殊教科教諭の特別免許状	音楽の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
理容の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	理容の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
美術の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	美術の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
工芸の教科についての聾学校特殊	工芸の教科についての特別支援学校自

教科教諭の特別免許状	立教科教諭の特別免許状
被服の教科についての聾学校特殊教科教諭の特別免許状	被服の教科についての特別支援学校自立教科教諭の特別免許状
視覚障害教育の自立活動についての盲学校自立活動教諭の特別免許状	視覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状
聴覚障害教育の自立活動についての聾学校自立活動教諭の特別免許状	聴覚障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状
肢体不自由教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の特別免許状	肢体不自由教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状
言語障害教育の自立活動についての養護学校自立活動教諭の特別免許状	言語障害教育の自立活動についての特別支援学校自立活動教諭の特別免許状

3

改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法（改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）をいう。以下同じ。）別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、次の各号に掲げる旧盲学校等の区分に応じ、当該学校の教員として在職した年数を、それぞれ当該各号に定める教員として在職した年数に通算することができる。この場合において、同欄に規定する実務証明責任者は、当該各号に掲げる学校の設置者が設置する特別支援学校の教員についての同欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項、第九項及び第十二項の場合においても同様とする。）。

一 盲学校 特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員

二 聾学校 特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する

る教員

三 養護学校 特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域を担当する教員

4 前項の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第一項の規定を準用する場合について準用する。

5 新免許法別表第三、別表第八及び附則第九項の表の第三欄並びに別表第五の第二欄に定める特別支援学校の各部の教員又は職員（以下この項において「教員等」という。）としての最低在職年数の算定については、旧盲学校等の各部において教員等として在職した年数を、特別支援学校の相当する各部において教員等として在職した年数に通算することができる。

6 この省令の施行の際現に理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位を修得するために認定課程を有する大学又は文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学又は教員養成機関において当該必要とされた単位数を修得したものは、それぞれ相当する免許状の授与を受けるために必要な新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める単位数を修得したものとみなす。

7 施行日前に旧免許法施行規則第六十四条第一項の規定により理学療法の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した同項の表下欄に定める科目の単位については、教育職員免許法の一部を改正する省令（平成十八年文部科学省令第三十一号。第十項において「十八年改正省令」という。）附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める科目の単位とみなすことができる。

8 旧免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める盲学校教員養成機関

又は聾学校教員養成機関の在学又は卒業は、新免許法施行規則第六十四条第一項の表下欄に定める特別支援学校の教員養成機関の卒業又は在学とみなすことができる。

9| 第一項の規定により同項に規定する自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ改正法第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校又は聾学校の教員として在職した年数を、同項の表備考第二号に規定する視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。

10| 第一項の規定により自立教科等免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により同表の第一欄に規定する一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が旧免許法施行規則第六十四条第三項に定めるところにより修得した単位は、それぞれ十八年改正省令附則第三項の規定の例により、それぞれ新免許法施行規則第六十四条の表備考第二号に定めるところにより修得した単位とみなして、これを新免許法施行規則第六十四条第二項の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

11| 旧教育職員免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教育についての教育実習は、新免許法施行規則第六条第一項の表備考第八号に規定する特別支援学校の各部の教育についての教育実習とみなす。

12| 旧免許法施行規則第六条第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の各部における教員としての経験年数は、新免許

法施行規則第六條第一項の表備考第十号及び第十一号に規定する特別支援学校の各部における教員の経験年数に通算することができる。

13| 旧免許法（改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法をいう。）第十六条の五第一項の規定による盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師の職は、新免許法施行規則第六十八条及び第六十九条に規定する新免許法第十六条の五第一項の規定による特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師の職とみなす。

14| 旧免許法施行規則第六十九条の三に規定する盲学校、聾学校又は養護学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員は、新免許法施行規則第六十九条の三に規定する特別支援学校において専ら児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員とみなす。

○ 教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十七号）

（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 1 3 （略）</p> <p>4 施行法第二条第一項の表第二十二号、第二十三号又は第二十五号に該当する者で、視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校^{（略）}の高等部において自立^{（略）}教科の教授を担当する教員の免許状に係る免許教科は、それぞれ教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）（以下「免許法施行規則」という。）第六十三条第四項に定める免許教科のうち、その相当するものとする。</p>	<p>第二条 1 3 （略）</p> <p>4 施行法第二条第一項の表第二十二号、第二十三号又は第二十五号に該当する者で、盲学校又は聾^{（略）}学校の高等部において特殊の教科の教授を担当する教員の免許状に係る免許教科は、それぞれ教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）（以下「免許法施行規則」という。）第六十三条第四項に定める免許教科のうち、その相当するものとする。</p>

○ 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年十二月二十八日文部省令第三十一号）

（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項に定める設備の基準について文部科学省令で定める細目は、それぞれ別表第一から別表第二十六までに定めるところによる。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 視覚特別支援学校 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>二 聴覚特別支援学校 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>三 養護特別支援学校 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第五号において同じ。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>四 知的特別支援学校 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>五 肢体等特別支援学校 肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</p> <p>別表第二 視覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目（略）</p> <p>別表第三 聴覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目（略）</p> <p>別表第四 肢体等特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基</p>	<p>理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項に定める設備の基準について文部科学省令で定める細目は、それぞれ別表第一から別表第二十六までに定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>別表第二 盲学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目（略）</p> <p>別表第三 聾学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目（略）</p> <p>別表第四 養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）の小学部</p>

準に関する細目 (略)

別表第六 視覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第七 聴覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第八 養護特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十 視覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十一 聴覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十二 知的特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十三 肢体等特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十五 視覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十六 聴覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第六 盲学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第七 聾学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第八 養護学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十 盲学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十一 聾学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十二 養護学校(知的障害者のみを教育する養護学校に限る。)の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十三 養護学校(知的障害者のみを教育する養護学校を除く。)の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十五 盲学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十六 聾学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十七 養護特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十九 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十一 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十二 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十四 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十五 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十六 養護特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十七 養護学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第十九 盲学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十 聾学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十一 養護学校(知的障害者のみを教育する養護学校に限る。)の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十二 養護学校(知的障害者のみを教育する養護学校を除く。)の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十四 盲学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十五 聾学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

別表第二十六 養護学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目 (略)

改 正 案	現 行
<p>（傾斜路加算を行う特別支援学校の範囲）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号。以下「令」という。）第一条第一項の文部科学大臣が定める特別支援学校は、小学部及び中学部のいずれをも置かない特別支援学校とする。</p> <p>（幼稚園の学級の数の算定方法）</p> <p>第二条 令第一条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める学級の数の算定方法は、被災時の当該幼稚園の各学年ごとの幼児の数をそれぞれ三十五で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）を合計する方法とする。</p> <p>（災害復旧の場合の特例事由）</p> <p>第三条 令第一条第五項に規定する文部科学省令で定める特例の事由は、同条第一項及び第二項の場合にあつては第一号、第三号及び第四号、同条第三項及び第四項の場合にあつては第二号から第四号までに掲げるものとする。</p> <p>一 当該学校の幼児、児童、生徒、又は学生の数が著しく増加することが明らかでないこと。</p> <p>二 当該学校の学級数が増加することが明らかでないこと。</p> <p>三 被災した面積に比して令第一条第一項から第四項までの規定により算定した面積がきわめて少ないこと。</p> <p>四 前各号に定めるもののほか、文部科学大臣が特に必要があると認めたと。</p>	<p>（傾斜路加算を行う盲学校、聾学校又は養護学校の範囲）</p> <p>第一条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号。以下「令」という。）第一条第一項の文部科学大臣が定める盲学校、聾学校又は養護学校は、小学部及び中学部のいずれをも置かない盲学校、聾学校又は養護学校とする。</p> <p>（幼稚園の学級の数の算定方法）</p> <p>第二条 令第一条第二項第一号に規定する文部科学省令で定める学級の数の算定方法は、被災時の当該幼稚園の各学年ごとの幼児の数をそれぞれ三十五で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）を合計する方法とする。</p> <p>（災害復旧の場合の特例事由）</p> <p>第三条 令第一条第四項に規定する文部科学省令で定める特例の事由は、同条第一項の場合にあつては第一号、第三号及び第四号、同条第二項及び第三項の場合にあつては第二号から第四号までに掲げるものとする。</p> <p>一 当該学校の幼児、児童、生徒、又は学生の数が著しく増加することが明らかでないこと。</p> <p>二 当該学校の学級数が増加することが明らかでないこと。</p> <p>三 被災した面積に比して令第一条第一項から第三項までの規定により算定した面積がきわめて少ないこと。</p> <p>四 前各号に定めるもののほか、文部科学大臣が特に必要があると認めたと。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一章 健康診断</p> <p>第二節 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断</p> <p>（検査の項目）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において、それぞれ一回行うものとする。ただし、第四号の学年に該当する者のうち検査の際結核発病のおそれがあると診断されたものについては、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。</p> <p>一 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第五条第七項及び第八条の二において同じ。）の全学年</p> <p>二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び第五条第六項において同じ。）の全学年</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び第五条第六項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年</p> <p>四（略）</p> <p>（方法及び技術的基準）</p> <p>第五条 1（略）</p> <p>6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、小学校の第二学年以上</p>	<p>第一章 健康診断</p> <p>第二節 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断</p> <p>（検査の項目）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において、それぞれ一回行うものとする。ただし、第四号の学年に該当する者のうち検査の際結核発病のおそれがあると診断されたものについては、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。</p> <p>一 小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下この条、第五条第七項及び第八条の二において同じ。）の全学年</p> <p>二 中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この条及び第五条第六項において同じ。）の全学年</p> <p>三 高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この条及び第五条第六項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年</p> <p>四（略）</p> <p>（方法及び技術的基準）</p> <p>第五条 1（略）</p> <p>6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、小学校の第二学年以上</p>

の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生、大学の全学生並びに幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児については、心電図検査を除くことができる。

7～9 (略)

(事後措置)

第七条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあつては当該児童、生徒又は幼児及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第七条の措置をとらなければならない。

一～四 (略)

五 特別支援学級への編入について指導と助言を行うこと。

六～九 (略)

2 (略)

第四章 国の補助

(児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出)

第二十六条 都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数を、第六号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第七号様

の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生、大学の全学生並びに幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。）の全幼児については、心電図検査を除くことができる。

7～9 (略)

(事後措置)

第七条 学校においては、法第六条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあつては当該児童、生徒又は幼児及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第七条の措置をとらなければならない。

一～四 (略)

五 特殊学級への編入について指導と助言を行うこと。

六～九 (略)

2 (略)

第四章 国の補助

(児童生徒数の配分の基礎となる資料の提出)

第二十六条 都道府県の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該都道府県立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の児童及び生徒のうち教育扶助（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に規定する教育扶助をいう。以下同じ。）を受けている者の総数を、第六号様式により一月十日までに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、毎年度、七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数を、第七号様式により十二月二

式により十二月二十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。
い。

3 (略)

(配分した児童生徒数の通知)

第二十八条 都道府県の教育委員会は、令第九条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第九号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第十号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

付録

X × (P / P)

X は、令第九条第三項の別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の被患者の延数

P は、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P は、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

第6号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第26条関係)

年 月 日 号

十日までに都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

3 (略)

(配分した児童生徒数の通知)

第二十八条 都道府県の教育委員会は、令第九条第三項及び前条の規定により各市町村ごとの小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数の配分を行ったときは、文部科学大臣に対しては第九号様式により、各市町村の教育委員会に対しては第十号様式によりすみやかにこれを通知しなければならない。

付録

X × (P / P)

X は、令第九条第三項の別表ロに掲げる算式により算定した小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒の被患者の延数

P は、前年度の七月一日現在において当該都道府県の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

P は、前年度の七月一日現在において当該市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

第6号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第26条関係)

年 月 日 号

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の <u>小学部及び中学部</u> の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	<u>特別支援学校の小学部及び中学部</u> 関係	人

第7号様式（用紙 日本工業規格A4縦型）（第26条関係）

号
年 月 日
都（道府県）教育委員会名殿 市（町村）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は <u>特殊教育諸学校</u> の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程関係	人
	<u>特殊教育諸学校</u> 関係	人

第7号様式（用紙 日本工業規格A4縦型）（第26条関係）

号
年 月 日
都（道府県）教育委員会名殿 市（町村）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します

記

本年度7月1日現在において当市（町村）立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の <u>小学部及び中学部の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数</u>	小学校及び 中学校並び に中等教育 学校の前期 課程関係 <u>特別支援学 校の小学部 及び中学部 関係</u>	人
--	---	---

第8号様式（用紙 日本工業規格A4縦型）（第26条関係）

号
月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は <u>特別支援学校の小学部及び中学</u>	小学校及び 中学校並び に中等教育 学校の前期 課程関係	人
--	--	---

記

本年度7月1日現在において当市（町村）立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は <u>特殊教育諸学</u> 校の児童生徒のうち教育扶助を受けている者の総数	小学校及び 中学校並び に中等教育 学校の前期 課程関係 <u>特殊教育諸 学校関係</u>	人
---	---	---

第8号様式（用紙 日本工業規格A4縦型）（第26条関係）

号
月 日

文部科学大臣 殿

都（道府県）教育委員会名 ㊦

平成 年度要保護児童生徒援助費補助（医療費）の
基礎となる資料の提出について

学校保健法施行規則第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本年度7月1日現在において当都（道府県）の区域内の市町村立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は <u>特殊教育諸学校</u> の児童生徒のうち	小学校及び 中学校並び に中等教育 学校の前期 課程関係	人
--	--	---

翌の児童生徒のうち教育扶助を受けて いる者の総数	<u>特別支援学</u> <u>校の小学部</u> <u>及び中学部</u> 関係	人
-----------------------------	--	---

第9号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第28条関係)

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
 係る児童生徒数の配分について

学校保健法施行規則第28条の規定に基づき、別記のとおり通知します。

別記

学校種別	市町村名	配分数
小学校及び中学校並び に中等教育学校の前期 課程		人

ち教育扶助を受けている者の総数	<u>特殊教育諸</u> <u>学校関係</u>	人
-----------------	-----------------------------	---

第9号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第28条関係)

号
年 月 日

文部科学大臣 殿

都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
 係る児童生徒数の配分について

学校保健法施行規則第28条の規定に基づき、別記のとおり通知します。

別記

学校種別	市町村名	配分数
小学校及び中学校並び に中等教育学校の前期 課程		人

	計		
特別支援学校の小学部 及び中学部			

	計	

第10号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第28条関係)

市 (町村) 教育委員会名殿

都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

号
年 月 日

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
係る児童生徒数の配分について

学校保健法施行規則第28条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

①配分児童生徒被患者延数	小学校及び中学校並びに 中等教育学校の前期課程	人
--------------	----------------------------	---

	計		
特殊教育諸学校			

	計	

第10号様式 (用紙 日本工業規格 A4縦型) (第28条関係)

市 (町村) 教育委員会名殿

都 (道府県) 教育委員会名 ㊤

号
年 月 日

平成 年度要保護児童生徒援助費補助 (医療費) に
係る児童生徒数の配分について

学校保健法施行規則第28条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

①配分児童生徒被患者延数	小学校及び中学校並びに 中等教育学校の前期課程	人
--------------	----------------------------	---

		<u>特別支援学校の小学部及び中学部</u>		人
備	② 文部科学大臣が定める児童生徒1人1疾病当りの医療費の平均額	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円	円
		<u>特別支援学校の小学部及び中学部</u>	円	
考	③ 国庫補助の限度額 { ①×②} × $\frac{1}{2}$	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円	円
		<u>特別支援学校の小学部及び中学部</u>	円	
		<u>特殊教育諸学校</u>		人
備	② 文部科学大臣が定める児童生徒1人1疾病当りの医療費の平均額	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円	円
		<u>特殊教育諸学校</u>	円	
考	③ 国庫補助の限度額 { ①×②} × $\frac{1}{2}$	小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程	円	円
		<u>特殊教育諸学校</u>	円	

改 正 案	現 行
<p>（予定学級数の算定方法）</p> <p>第一条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行なう年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。</p> <p>一 新築又は増築を行なう年度から学級数を算定する日の属する年度の前年度までの各年度において当該学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）</p> <p>二（三）（略）</p> <p>3 法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行なう年度の五月一日における特別支援学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学</p>	<p>（予定学級数の算定方法）</p> <p>第一条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第一項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項に規定する文部科学大臣が定める日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行なう年度の五月一日における特殊学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数と第三号に掲げる数を合計した数とする。</p> <p>一 新築又は増築を行なう年度から学級数を算定する日の属する年度の前年度までの各年度において当該学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数（特殊学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）</p> <p>二（三）（略）</p> <p>3 法第二条第三項ただし書の規定により文部科学大臣が定める学級の数の算定方法は、法第五条第二項の規定により工事費を算定する場合にあつては、同項第一号に規定する日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒の数を、それぞれ四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合は、一に切り上げるものとする。）の合計数に、新築又は増築を行なう年度の五月一日における特殊学級の数を加える方法とする。この場合において、当該各学</p>

年ごとの児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

- 一 新築又は増築を行なう年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において、統合しようとする学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒のうち、統合後の学校の児童又は生徒となる予定のもの数（特別支援学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）
- 二（略）

（学級数等の算定の特例日）

第二条（略）

2（略）

- 3 法第五条の二第一項及び第二項の文部科学大臣の定める日は、公立の中学校で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの又は公立の中等教育学校の設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度の翌々年度の五月一日とする。

4 法第五条の三第一項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に
に
一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日ま

- 一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日

5 法第五条の三第二項の文部科学大臣の定める日は、次の各号に掲げる場合に
に
一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日ま

- 一 新築又は増築を行う年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日ま

との児童又は生徒の数は、第一号又は第二号に掲げる数とする。

- 一 新築又は増築を行なう年度から学級数を算定する日の属する年度までの各年度において、統合しようとする学校を卒業することとなる児童又は生徒の属する学年以外の学年の新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の各学年ごとの児童又は生徒のうち、統合後の学校の児童又は生徒となる予定のもの数（特殊学級に編制されている児童又は生徒の数を除く。）
- 二（略）

（学級数等の算定の特例日）

第二条（略）

2（略）

- 3 法第五条の二第一項及び第二項の文部科学大臣の定める日は、公立の中学校で学校教育法第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの又は公立の中等教育学校の設置年度又は第一学年の学級数を増加する年度の翌々年度の五月一日とする。

（新設）

（新設）

での間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかかな場合
新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日

二 新築又は増築を行う年度の翌年度の五月二日から当該年度の翌年度の五月一日までの間において特別支援学校に寄宿舎を設けた場合又は当該特別支援学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかかな場合 新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日

(交付金の交付等)

第六条 法第十二条第一項の交付金（次項及び次条において単に「交付金」という。）の交付の対象となる施設は、公立の義務教育諸学校等施設（法第十条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、高等学校等（同項に規定する高等学校等をいう。）の施設については、特別支援学校の高等部の施設、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）及び沖縄県に所在する施設又は産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための施設に限るものとする。

2 3 (略)

(公立の義務教育諸学校等施設に係る降灰防除のための施設の整備)

第七条 国は、地方公共団体（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十二条第一項に規定する降灰防除地域を含むものに限る。）に対して交付金を交付する場合において、施設整備計画に基づく事業の実施のため必要があると認められる場合には、当該降灰防除地域内の公立の義務教育諸学校等施設に係る降灰防除施設（活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第五条に規定する降灰防除施設をいう。）の整備に要する経費を参酌して、当該交付金の額を算定することができる。

(交付金の交付等)

第六条 法第十二条第一項の交付金（次項及び次条において単に「交付金」という。）の交付の対象となる施設は、公立の義務教育諸学校等施設（法第十条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、高等学校等（同項に規定する高等学校等をいう。）の施設については、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の施設、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）及び沖縄県に所在する施設又は産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための施設に限るものとする。

2 3 (略)

(公立の義務教育諸学校等施設に係る降灰防除のための施設の整備)

第七条 国は、地方公共団体（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十二条第一項に規定する降灰防除地域を含むものに限る。）に対して交付金を交付する場合において、施設整備計画に基づく事業の実施のため必要があると認められる場合には、当該降灰防除地域内の公立の義務教育諸学校等施設に係る降灰防除施設（活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十七年政令第二百七十四号）第五条に規定する降灰防除施設をいう。）の整備に要する経費を参酌して、当該交付金の額を算定することができる。

○私立学校教職員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十六年十二月二十八日文部省令第二十八号）

（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（文部科学省令で定める学校法人等及び在職期間）</p> <p>4 改正法附則第十一項に規定する文部科学省令で定める学校法人等は、昭和二十九年一月一日現在においてその者が使用されていた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人（私立の盲学校、聾学校若しくは養護学校（それぞれ学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）又は幼稚園を設置する者で学校法人以外の者を含む。）又は私立学校法第六十条第四項の法人（以下「学校法人」という。）とし、これらにおける文部科学省令で定める在職期間は、専任である者として使用されていた期間（当該学校法人が同法施行の際、民法（明治二十九年法律第八十九号）による財団法人又は社団法人（以下「財団法人等」という。）であつたものであるときは、当該財団法人等において専任である者として使用されていた期間を含む）、当該学校法人が他の学校法人と合併したものであるときは、合併により解散した学校法人において専任である者として使用されていた期間を含む。）で事業団が確認した期間とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（文部科学省令で定める学校法人等及び在職期間）</p> <p>4 改正法附則第十一項に規定する文部科学省令で定める学校法人等は、昭和二十九年一月一日現在においてその者が使用されていた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する者で学校法人以外の者を含む。）又は同法第六十四条第四項の法人（以下「学校法人」という。）とし、これらにおける文部科学省令で定める在職期間は、専任である者として使用されていた期間（当該学校法人が私立学校法施行の際、民法（明治二十九年法律第八十九号）による財団法人又は社団法人（以下「財団法人等」という。）であつたものであるときは、当該財団法人等において専任である者として使用されていた期間を含む）、当該学校法人が他の学校法人と合併したものであるときは、合併により解散した学校法人において専任である者として使用されていた期間を含む。）で事業団が確認した期間とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（受領報告書及び受領証明書の作成等）</p> <p>第二条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号。以下「令」という。）第二条の規定により実施機関（令第一条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の作成する受領報告書（以下「受領報告書」という。）及び受領証明書（以下「受領証明書」という。）は、受領報告書にあつては第一号様式により、受領証明書にあつては第二号様式により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により作成した受領報告書及び受領証明書を、前期用の教科用図書（四月一日から四月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎年度四月三十日までに、後期用の教科用図書（九月一日から九月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）及び前期転学用の教科用図書（四月一日から八月三十一日までに受領した教科用図書（前期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつてはそれぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用図書（九月一日から二月末日までに受領した教科用図書（後期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎年度三月十日までに、それぞれ提出又は交付しなければならない。</p> <p>第一号様式（第二条関係） 別紙二</p>	<p>（受領報告書及び受領証明書の作成等）</p> <p>第二条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号。以下「令」という。）第二条の規定により実施機関（令第一条第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の作成する受領報告書（以下「受領報告書」という。）及び受領証明書（以下「受領証明書」という。）は、受領報告書にあつては第一号様式により、受領証明書にあつては第二号様式により、それぞれ作成しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により作成した受領報告書及び受領証明書を、前期用の教科用図書（四月一日から四月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎年度四月三十日までに、後期用の教科用図書（九月一日から九月十五日までに受領した教科用図書（転学した児童又は生徒に対し前条に規定する場合において給与すべきものを除く。）をいう。以下同じ。）及び前期転学用の教科用図書（四月一日から八月三十一日までに受領した教科用図書（前期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつてはそれぞれ毎年度九月三十日までに、後期転学用の教科用図書（九月一日から二月末日までに受領した教科用図書（後期用の教科用図書を除く。）をいう。以下同じ。）に係るものにあつては毎年度三月十日までに、それぞれ提出又は交付しなければならない。</p> <p>第一号様式（第二条関係） 別紙二</p>

こと。

4 「教科用図書の名称」欄は、教科書目録に記号・番号が登載されている教科用図書については、その記号・番号を記入すること。

こと。

4 「教科用図書の名称」欄は、教科書目録に記号・番号が登載されている教科用図書については、その記号・番号を記入すること。

○盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令（昭和四十一年二月二十一日文部省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

（第十七条関係）

改正案	現行						
<p>特別支援学校の高等部の学科を定める省令</p> <p>第一条 特別支援学校の高等部の学科は、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。</p> <p>第二条 特別支援学校の高等部の普通教育を主とする学科は、普通科とする。</p> <p>2 特別支援学校の高等部の専門教育を主とする学科は、次の表に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 181 762 1077"> <tr> <td data-bbox="592 181 762 506">視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科</td> <td data-bbox="592 506 762 1077"> <ul style="list-style-type: none"> 一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 181 592 506">聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科</td> <td data-bbox="288 506 592 1077"> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 181 288 506">知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒</td> <td data-bbox="159 506 288 1077"> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 </td> </tr> </table>	視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科 	聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科 	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 	<p>盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科を定める省令</p> <p>第一条 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の学科は、それぞれ、普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科とする。</p> <p>第二条 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の普通教育を主とする学科は、それぞれ普通科とする。</p> <p>2 盲学校の高等部の専門教育を主とする学科は、家庭に関する学科、音楽に関する学科、理療に関する学科、理学療法に関する学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。</p>
視覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 家庭に関する学科 二 音楽に関する学科 三 理療に関する学科 四 理学療法に関する学科 						
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う学科	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 四 家庭に関する学科 五 美術に関する学科 六 理容・美容に関する学科 七 歯科技工に関する学科 						
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒	<ul style="list-style-type: none"> 一 農業に関する学科 二 工業に関する学科 三 商業に関する学科 						

に対する教育を行う学科

四 家庭に関する学科
五 産業一般に関する学科

(削る)

(削る)

3 聾学校の高等部の専門教育を主とする学科は、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、美術に関する学科、理容・美容に関する学科、歯科技工に関する学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

4 養護学校の高等部の専門教育を主とする学科は、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、家庭に関する学科、産業一般に関する学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

○ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年七月一日文部省令第三十六号）

（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（認定試験の施行）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定試験の場所のほか、文部科学大臣は、認定試験を受けようとする者の障害の程度等を勘案して、認定試験の場所を別に定めることができる。この場合において、文部科学大臣は、当該認定試験を受けようとする者に、別に定めた場所を通知するものとする。</p> <p>（認定）</p> <p>第八条</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受検科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含み、中学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の中等部を含む。）を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。</p>	<p>（認定試験の施行）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定試験の場所のほか、文部科学大臣は、認定試験を受けようとする者の心身の故障の程度等を勘案して、認定試験の場所を別に定めることができる。この場合において、文部科学大臣は、当該認定試験を受けようとする者に、別に定めた場所を通知するものとする。</p> <p>（認定）</p> <p>第八条</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第四条に規定する試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第四条に規定する受検科目の全部（旧規程による大学入学資格検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含み、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中等部を含む。）を卒業した者及び中等教育学校の前期課程を修了した者並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十三条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者を除く。）は、認定された者とみなす。</p>

別記第二号様式（用紙 日本工業規格 A 4）

履 歴 書				
猶予、免除、就学の状況	期 間	猶予、免除の状況		就学した場合 在籍学校名及び 在籍学年
		猶予、免除 の区分	猶予、免除 の事由	
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
傷害の程度				

備考 この様式は別記第一号様式の裏面に記載するものとする。

別記第二号様式（用紙 日本工業規格 A 4）

履 歴 書				
猶予、免除、就学の状況	期 間	猶予、免除の状況		就学した場合 在籍学校名及び 在籍学年
		猶予、免除 の区分	猶予、免除 の事由	
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
	年 月 日～年 月 日			
心身の故障 の程度				

備考 この様式は別記第一号様式の裏面に記載するものとする。

○ 教員資格認定試験規程（昭和四十八年八月九日文部省令第十七号）

（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（試験の種類等）
 第二条 認定試験の種類は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる認定試験に合格した者にそれぞれ同表の下欄に掲げる普通免許状を授与する。

（試験の種類等）
 第二条 認定試験の種類は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同欄に掲げる認定試験に合格した者にそれぞれ同表の下欄に掲げる普通免許状を授与する。

上欄	認定試験の種類	普通免許状の種類	免許教科等
	種目		
(略)			
特別支援学校教員資格認定試験	自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	自立活動（聴覚障害教育）		聴覚障害教育
	自立活動（肢体不自由教育）		肢体不自由教育
	自立活動（言語障害教育）		言語障害教育

上欄	認定試験の種類	普通免許状の種類	免許教科等
	種目		
(略)			
特殊教育教員資格認定試験	自立活動（視覚障害教育）	盲学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	自立活動（聴覚障害教育）	聾学校自立活動教諭一種免許状	聴覚障害教育
	自立活動（肢体不自由教育）	養護学校自立活動教諭一種免許状	肢体不自由教育
	自立活動（言語障害教育）	養護学校自立活動教諭一種免許状	言語障害教育

（受験資格）

（受験資格）

第三条（略）

第三条（略）

2 高等学校教員資格認定試験及び特別支援学校教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものとする。

2 高等学校教員資格認定試験及び特殊教育教員資格認定試験を受けることができる者は、次に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものとする。

一（略）

一（略）

二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行

二 前号に掲げる者のほか、高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行

規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする高等学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

3 (略)

(手数料)

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄		下 欄
一 認定試験を受けようとする者	小学校教員資格認定試験 高等学校教員資格認定試験 又は特別支援学校教員資格認定試験	五千六百元
	幼稚園教員資格認定試験	七千六百元
二 合格証書の書換え又は再交付を申請する者		四百円
三 合格証明書の交付を申請する者		二百円

2 (略)

附 則

1 (略)

4 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四條の表の上欄の各号に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものは、当分の間、第三條第二項の規定にかかわらず、高等学校教員資格認定試験（看護、情報及び福祉の種目に係るものを除く。）及び特別支援学校教員資格認定試験を受けることができる。

5 (略)

規則第六十六条各号の一に該当する者で、受験しようとする高等学校教員資格認定試験又は特殊教育教員資格認定試験の施行の日の属する年度の四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

3 (略)

(手数料)

第九条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄		下 欄
一 認定試験を受けようとする者	小学校教員資格認定試験、 高等学校教員資格認定試験 又は特殊教育教員資格認定試験	五千六百元
	幼稚園教員資格認定試験	千六百元
二 合格証書の書換え又は再交付を申請する者		四百円
三 合格証明書の交付を申請する者		二百円

2 (略)

附 則

1 (略)

4 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四條の表の上欄の各号に掲げる者で文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するものは、当分の間、第三條第二項の規定にかかわらず、高等学校教員資格認定試験（看護、情報及び福祉の種目に係るものを除く。）及び特殊教育教員資格認定試験を受けることができる。

5 (略)

○ 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年三月二十二日文部省令第三号）

（第二十条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （平成元年三月二日文部省令第三号）抄</p> <p>1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国立及び公立の高等学校、中等教育学校及び幼稚園の校長の資格についての改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状）」とする。</p> <p>5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校又は特別支援学校の校長の資格についての新規則第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。</p> <p>6 前二項の規定は、教頭の資格についての新規則第十条において準用する新規則第八条第一号の規定の適用について準用する。</p>	<p>附 則 （平成元年三月二日文部省令第三号）抄</p> <p>1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国立及び公立の高等学校、中等教育学校及び幼稚園の校長の資格についての改正後の学校教育法施行規則（以下「新規則」という。）第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状又は一種免許状）」とする。</p> <p>5 この省令の施行の際現に校長又は教員（学長及び大学の教員並びに高等専門学校の校長及び教員を除く。以下同じ。）である者については、小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長の資格についての新規則第八条第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）」とあるのは「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とする。</p> <p>6 前二項の規定は、教頭の資格についての新規則第十条において準用する新規則第八条第一号の規定の適用について準用する。</p>

○ 教科用図書検定規則（平成元年四月四日文部省令第二十号）

（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（教科用図書） 第二条 この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。</p>	<p>（教科用図書） 第二条 この省令において「教科用図書」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の児童又は生徒が用いるため、教科用として編修された図書をいう。</p>

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年十一月二十六日文部省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

（第二十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（介護等の体験の期間）</p> <p>第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。</p> <p>（介護等の体験を免除する者）</p> <p>第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（介護等の体験に関する証明書）</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。</p>	<p>（介護等の体験の期間）</p> <p>第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。</p> <p>（介護等の体験を免除する者）</p> <p>第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第一項の規定により盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許を受けている者</p> <p>六～十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（介護等の体験に関する証明書）</p> <p>第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条第六項に規定する授与権者に申請するにあたっては、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。</p> <p>2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。</p> <p>3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。</p>

(※以下、参考(改正省令本文に置かれる規定))

附 則 (今改正の改正附則)

(免許特例法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に旧盲学校等において小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成九年法律第九十号)第二条第二項に規定する介護等の体験を行った者に対するこの省令第二十四条の規定による改正後の免許特例法施行規則第一条の適用については、同条に規定する期間には、当該者が旧盲学校等において行った介護等の体験の期間を通算するものとする。

2 前項の場合において、旧盲学校等における介護等の体験に関するこの省令第二十四条の規定による改正後の免許特例法施行規則第四条に規定する証明書は、改正法附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長が発行するものとする。

（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（企画官、教科書調査官及び視学官）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。</p> <p>7（略）</p> <p>（教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官）</p> <p>第二十三条 初等中等教育企画課に、教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官一人を置く。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 学校評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校評価等（教育活動その他の学校運営の状況についての点検及び評価並びにその結果の公表並びに当該状況についての情報の提供をいう。次号及び第三号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（教育財政室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）</p> <p>第二十四条（略）</p>	<p>（企画官、教科書調査官及び視学官）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 視学官は、命を受けて、初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）に当たる。</p> <p>7（略）</p> <p>（教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官）</p> <p>第二十三条 初等中等教育企画課に、教育制度改革室及び学校評価室並びに教員人事管理システム専門官一人を置く。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 学校評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>及び幼稚園の学校評価等（教育活動その他の学校運営の状況についての点検及び評価並びにその結果の公表並びに当該状況についての情報の提供をいう。次号及び第三号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>5・6（略）</p> <p>（教育財政室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）</p> <p>第二十四条（略）</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>4 教職員配置計画専門官は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員の計画的配置に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官) 第二十九条 (略)</p> <p>2 国際理解教育専門官は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 教職員配置計画専門官は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教職員の計画的配置に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官) 第二十九条 (略)</p> <p>2 国際理解教育専門官は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

○ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令（平成十三年三月三十日文部科学省令第二十八号）

（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令</p> <p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する研究に関する事項</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>（中期計画記載事項）</p> <p>第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 筑波大学附属久里浜特別支援学校との協力に関する事項</p> <p>二〇五 （略）</p>	<p>独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令</p> <p>（業務方法書に記載すべき事項）</p> <p>第一条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する研究に関する事項</p> <p>二〇八 （略）</p> <p>（中期計画記載事項）</p> <p>第三条 究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 筑波大学附属久里浜養護学校との協力に関する事項</p> <p>二〇五 （略）</p>

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（校舎に備えるべき施設） 第九条（略） 一～三（略） 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、<u>特別支援学級</u>のための教室を備えるものとする。</p>	<p>（校舎に備えるべき施設） 第九条（略） 一～三（略） 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、<u>特殊学級</u>のための教室を備えるものとする。</p>

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（校舎に備えるべき施設） 第九条（略） 一～三（略） 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、<u>特別支援学級</u>のための教室を備えるものとする。</p>	<p>（校舎に備えるべき施設） 第九条（略） 一～三（略） 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、<u>特殊学級</u>のための教室を備えるものとする。</p>

○ 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年三月三十一日文部科学省令第十七号）

（第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行					
<p>第三条 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の六</p>	<p>又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は以外の法人及び私人を含む。）</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の六</p>	<p>又は学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社</p>	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）</p>	<p>第七条の六</p>	<p>又は学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第七条の六	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（平成一十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（平成一十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人
(略)		第七条の八の三	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。）

第六条 学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第七条の六	又は学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成一十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）	、学校法人（私立の盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成一十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第七条の八の三において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人
(略)		第七条の八の三	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第十四条において同じ。）

（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（国立大学の附属の学校） 第四条 法第二十三条の規定により別表第二の上欄に掲げる国立大学に附属して設置される小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園（以下「附属学校」という。）は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 附属学校の名称は、別表第二の上欄の国立大学の名称に同表下欄の学校の名称を附したものとす。</p> <p>3 附属学校の位置は、別表第三に掲げるものを除き、当該附属学校が附属する国立大学を設置する国立大学法人の主たる事務所の所在地とする。</p>			
別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）	別表第二（第四条関係）
国立大学	附属学校	国立大学	附属学校
北海道教育大学	附属札幌小学校、附属函館小学校、附属旭川小学校、附属釧路小学校、附属札幌中学校、附属函館中学校、附属旭川中学校、附属釧路中学校、附属特別支援学校、附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園	北海道教育大学	附属札幌小学校、附属函館小学校、附属旭川小学校、附属釧路小学校、附属札幌中学校、附属函館中学校、附属旭川中学校、附属釧路中学校、附属養護学校、附属函館幼稚園、附属旭川幼稚園
弘前大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	弘前大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
岩手大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	岩手大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
宮城教育大学	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園	宮城教育大学	附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園
秋田大学	教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属特別支援学校、教育文化学部附属幼稚園	秋田大学	教育文化学部附属小学校、教育文化学部附属中学校、教育文化学部附属養護学校、教育文化学部附属幼稚園

山形大学	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園
福島大学	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園
茨城大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
筑波大学	附属小学校、附属中学校、附属駒場中学校、附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属视觉特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校
宇都宮大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
群馬大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
埼玉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
千葉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
東京学芸大学	(略)
横浜国立大学	教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属横滨小学校、教育学部附属横滨中学校、教育学部附属特別支援学校

山形大学	附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園
福島大学	附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園
茨城大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
筑波大学	附属小学校、附属中学校、附属駒場中学校、附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属盲学校、附属聾学校、附属大塚養護学校、附属桐が丘養護学校、附属久里浜養護学校
宇都宮大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
群馬大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
埼玉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
千葉大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
東京学芸大学	(略)
横浜国立大学	教育学部附属鎌倉小学校、教育学部附属横滨小学校、教育学部附属横滨中学校、教育学部附属養護学校

三重大学	愛知教育大学	静岡大学	信州大学	山梨大学	福井大学	金沢大学	富山大学	新潟大学
教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属幼稚園	附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校、附属特別支援学校、附属幼稚園	教育学部附属静岡小学校、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属静岡中学校、教育学部附属浜松中学校、教育学部附属島田中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属長野小学校、教育学部附属松本小学校、教育学部附属長野中学校、教育学部附属松本中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	人間発達科学部附属小学校、人間発達科学部附属中学校、人間発達科学部附属特別支援学校、人間発達科学部附属幼稚園	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園

三重大学	愛知教育大学	静岡大学	信州大学	山梨大学	福井大学	金沢大学	富山大学	新潟大学
教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属幼稚園	附属名古屋小学校、附属岡崎小学校、附属名古屋中学校、附属岡崎中学校、附属高等学校、附属養護学校、附属幼稚園	教育学部附属静岡小学校、教育学部附属浜松小学校、教育学部附属静岡中学校、教育学部附属浜松中学校、教育学部附属島田中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属長野小学校、教育学部附属松本小学校、教育学部附属長野中学校、教育学部附属松本中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	人間発達科学部附属小学校、人間発達科学部附属中学校、人間発達科学部附属養護学校、人間発達科学部附属幼稚園	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園

滋賀大学	附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
京都教育大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
大阪教育大学	附属京都小学校、附属桃山小学校、附属京都中学校、附属桃山中学校、附属高等学校、附属特別支援学校、附属幼稚園
神戸大学	附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学校、附属高等学校、附属特別支援学校、附属幼稚園
和歌山大学	(略)
鳥取大学	発達科学部附属住吉小学校、発達科学部附属明石小学校、発達科学部附属住吉中学校、発達科学部附属明石中学校、発達科学部附属特別支援学校、発達科学部附属幼稚園
岡山大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
山口大学	(略)
鳴門教育大学	教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
香川大学	附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園
	教育学部附属高松小学校、教育学部附属坂出小学校、教育学部附属高松中学校、教育学部附属坂出中学校、

滋賀大学	附属養護学校、教育学部附属幼稚園
京都教育大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
大阪教育大学	附属京都小学校、附属桃山小学校、附属京都中学校、附属桃山中学校、附属高等学校、附属養護学校、附属幼稚園
神戸大学	附属天王寺小学校、附属平野小学校、附属池田小学校、附属天王寺中学校、附属平野中学校、附属池田中学校、附属高等学校、附属養護学校、附属幼稚園
和歌山大学	(略)
鳥取大学	発達科学部附属住吉小学校、発達科学部附属明石小学校、発達科学部附属住吉中学校、発達科学部附属明石中学校、発達科学部附属養護学校、発達科学部附属幼稚園
岡山大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
山口大学	(略)
鳴門教育大学	教育学部附属山口小学校、教育学部附属光小学校、教育学部附属山口中学校、教育学部附属光中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
香川大学	附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園
	教育学部附属高松小学校、教育学部附属坂出小学校、教育学部附属高松中学校、教育学部附属坂出中学校、

別表第三（第四条関係）		附属学校	位置				
筑波大学附属視覚特別支援学校	(略)	愛媛大学 教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	東京都				
				筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県		
						筑波大学附属大塚特別支援学校	東京都
鹿児島大学	(略)	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園				
				大分大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園		
						熊本大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園
				長崎大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園		
						佐賀大学	文化教育学部附属小学校、文化教育学部附属中学校、文化教育学部附属特別支援学校、文化教育学部附属幼稚園
				高知大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園		
						愛媛大学	教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園、農業高等学校
				教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園		

別表第三（第四条関係）		附属学校	位置				
筑波大学附属盲学校	(略)	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	東京都				
				筑波大学附属聾学校	千葉県		
						筑波大学附属大塚養護学校	東京都
鹿児島大学	(略)	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園				
				大分大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園		
						熊本大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園
				長崎大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園		
						佐賀大学	文化教育学部附属小学校、文化教育学部附属中学校、文化教育学部附属養護学校、文化教育学部附属幼稚園
				高知大学	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園		
						愛媛大学	教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園、高等学校
				教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園	教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属養護学校、教育学部附属幼稚園		

筑波大学附属久里浜特別支援学校

神奈川県

筑波大学附属久里浜養護学校

神奈川県

○ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年三月三十一日文科科学省令第十六号）

（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（授業料、入学料及び検定料の標準額等）

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部^ナの課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあつては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあつては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあつては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあつては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、特別支援学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

（授業料、入学料及び検定料の標準額等）

第二条 国立大学及び国立大学に附属して設置される学校（次条第一項に規定するものを除く。）の授業料（幼稚園（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を含む。）にあつては、保育料。以下同じ。）の年額（乗船実習科（大学の教育研究組織であつて、商船に関する学部^ナの課程を履修した者で海技士の免許を受けようとするものに対し、乗船実習を行うものをいう。以下同じ。）にあつては、授業料の総額。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表の第一欄に掲げる学校等の区分に応じ、授業料の年額にあつては同表の第二欄に掲げる額を、入学料にあつては同表第三欄に掲げる額を、検定料にあつては同表第四欄に掲げる額をそれぞれ標準として、国立大学法人が定める。ただし、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の入学等に係る検定料は、これを徴収しないものとする。

区 分	授業料の年額		入 学 料	検 定 料
	特別支援教育 科（短期大 学）	特別専攻科 その他の専攻 科		
大学の専攻科 （短期大 学を除く。）	二七三、九〇 〇円	五八、四〇〇 円	一六、五〇〇 円	
特別支援教育 科（短期大 学）	五三五、八〇 〇円	一六九、二〇 〇円	一八、〇〇〇 円	
療養科教員養成施設（大学の 教育研究施設であつて、 特別支援学校の療養の教科 の教授を担当する教員の養	三六、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	五、〇〇〇 円	

区 分	授業料の年額		入 学 料	検 定 料
	特殊教育特別 専攻科	その他の専攻 科		
大学の専攻科 （短期大学の 専攻科を除く 。）	二七三、九〇 〇円	五八、四〇〇 円	一六、五〇〇 円	
特殊教育特別 専攻科	五三五、八〇 〇円	一六九、二〇 〇円	一八、〇〇〇 円	
療養科教員養成施設（大学の 教育研究施設であつて、盲学 校の療養の教科の教授を担当 する教員の養成を目的とする	三六、〇〇〇 円	一一、〇〇〇 円	五、〇〇〇 円	

成を目的とするものをいう。
。

特別支援学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	(略)		
	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円
特別支援学校の幼稚部	三、六〇〇円	一、二〇〇円	—

2・3 (略)

第三条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区	分	検定料
特別支援学校の小学部	(略)	一、〇〇〇円
特別支援学校の中学部		一、五〇〇円

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 (略)

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれぞれ標準とし

ものをいう。

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部（専攻科を含む。以下同じ。）	(略)		
	四、八〇〇円	二、〇〇〇円	
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部	三、六〇〇円	一、二〇〇円	

2・3 (略)

第三条 国立大学に附属して設置される小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

2 前項に規定する学校等の入学等に係る検定料は、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を標準として、国立大学法人が定める。

区	分	検定料
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	(略)	一、〇〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部		一、五〇〇円

(二段階選抜等に係る検定料の標準額)

第四条 (略)

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては同表の下欄に掲げる額をそれ

て、国立大学法人が定める。

区 分	抽選による選考等	試験等
特別支援学校の小学部	(略) 五〇〇円	五〇〇円
特別支援学校の中学部	六〇〇円	九〇〇円
特別支援学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円

附 則

(経過措置)

第二条 平成十一年三月三十一日に国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十三号)による改正前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる大学に在学する者並びにその者が属することとなる年次に平成十一年四月一日以後に転学、編入学又は再入学をした者であつて、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要である教育課程の履修を、国立大学法人法別表第一の第二欄に掲げる国立大学において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第三条第一項の表に掲げる大学に附属して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第九条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であつて、当該学校等を卒業するため又は当該教育課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附属して設置される高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚

ぞれ標準として、国立大学法人が定める。

区 分	抽選による選考等	試験等
盲学校、聾学校及び養護学校の小学部	(略) 五〇〇円	五〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の中学部	六〇〇円	九〇〇円
盲学校、聾学校及び養護学校の高等部	七〇〇円	一、八〇〇円

附 則

(経過措置)

第二条 平成十一年三月三十一日に国立学校設置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十三号)による改正前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる大学に在学する者並びにその者が属することとなる年次に平成十一年四月一日以後に転学、編入学又は再入学をした者であつて、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要である教育課程の履修を、国立大学法人法別表第一の第二欄に掲げる国立大学において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十七号)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第三条第一項の表に掲げる大学に附属して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第九条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であつて、当該学校等を卒業するため又は当該教育課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附属して設置される高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等

部又は幼稚園（以下「高等学校等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3
(略)

部若しくは幼稚園又は幼稚園（以下「高等学校等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3
(略)

改 正 案	現 行
<p>（選考の基準及び方法）</p> <p>第二十一条 第一種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>一 高等専門学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの</p> <p>二 大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次条第二項を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校（以下「旧盲学校等」という。）の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長（旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。）の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検</p>	<p>（選考の基準及び方法）</p> <p>第二十一条 第一種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>一 高等専門学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）の生徒で、当該中学校の校長の推薦を受けたもの</p> <p>二 大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次条第二項を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程に入学したとき第一種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。）第八条第一項に規定する認定試験合格者（試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定期程（旧規程第八条第二項に規定する資格検定期目合格者を含む。）で機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）</p>

目合格者（旧規程第八条第二項に規定する資格検定科目合格者を含む。）で機構の定める基準に該当するもの（以下「認定試験合格者等」という。）

三・四（略）

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二・三（略）

第二十二條 第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一（略）

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三 外国の大学に入学したとき第二種学資金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒又は高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの

四〇六（略）

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基

三・四（略）

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二・三（略）

第二十二條 第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一（略）

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三 外国の大学に入学したとき第二種学資金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第一条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒又は高等学校若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの

四〇六（略）

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判

づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二・三 (略)

第二十三条 第一種学資金に併せて第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 (略)

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資金に併せて第二種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四 (略)

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績(認定試験合格者等については、当該合格に係る成績)その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二・三 (略)

定する方法により、優れていると認められること。

二・三 (略)

第二十三条 第一種学資金に併せて第二種学資金の貸与を受ける者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 (略)

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資金に併せて第二種学資金の貸与を受けようとする者で、高等学校若しくは専修学校の高等課程の生徒若しくは高等学校(旧盲学校等の高等部を含む。)若しくは専修学校の高等課程を卒業した者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四 (略)

2 前項の選考は、次に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績(認定試験合格者等については、当該合格に係る成績)その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二・三 (略)

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年四月一日文部科学省令第二十八号）

（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別支援学校教職員基礎給料月額の算定方法）</p> <p>第五条 令第一条第十号に規定する特別支援学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部（公立の特別支援学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。</p> <p>一 別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>二 別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教頭の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>三 別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>四 別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭、</p>	<p>（特殊教育諸学校教職員基礎給料月額の算定方法）</p> <p>第五条 令第一条第十号に規定する特殊教育諸学校教職員基礎給料月額は、次に定めるところにより算定した額の合計額を当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部（公立の盲学校、聾学校及び養護学校のうち、幼稚部又は高等部のみを置くもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）の一般教職員（育児休業者、休職者及び大学院修学休業者を除く。以下この条において同じ。）の実数で除して得た額とする。</p> <p>一 別表第七の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である校長の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>二 別表第八の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である教頭の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>三 別表第九の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である教諭、養護教諭及び栄養教諭の実数を乗じて得た額の合計額</p> <p>四 別表第十の月額の欄に掲げる額に当該額に応ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に応ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である助教諭</p>

2

(略)

養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

六 別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

2

(略)

、養護助教諭、寄宿舎指導員及び講師の実数を乗じて得た額の合計額

五 別表第五の月額の欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である学校栄養職員の実数を乗じて得た額の合計額

六 別表第六の月額の欄に掲げる額に当該額に應ずる同表の経験年数の欄に掲げる経験年数に應ずる当該都道府県における当該年度の五月一日に在職する公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一般教職員である事務職員の実数を乗じて得た額の合計額

○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年四月三十日文科科学省令第三十一号）

（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により高等学校教諭の普通免許状、盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての一種免許状又は自立活動の教諭の一種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の定めるところによる医師免許を受けているものには、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年文科科学省令第五号）<u>（第九条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新免許法施行規則」という。）第六十四条第一項の規定にかかわらず、新免許法施行規則に規定する特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての一種免許状を授与することができる。</u></p> <p>2 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての二種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許を受けているものには、<u>新免許法施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新免許法施行規則に規定する特別支援学校自立教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。</u></p> <p>3 この省令の施行の際現に教育職員免許法の規定により高等学校助教諭の臨時免許状又は盲学校特殊教科助教諭の理療の教科についての臨時免許状の授与を受けている者であつて、理学療法士免許を受け、かつ、盲学校において理学療法の教科の教授を担当する教員として五年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものには、<u>新免許法施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新免許法施行規則に規定する特別支援学校自立</u></p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により高等学校教諭の普通免許状、盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての一種免許状又は自立活動の教諭の一種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許又は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の定めるところによる医師免許を受けているものには、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「<u>新施行規則</u>」という。）<u>第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法の教科についての一種免許状を授与することができる。</u></p> <p>2 平成十八年三月三十一日までに教育職員免許法の規定により盲学校特殊教科教諭の理療の教科についての二種免許状の授与を受けた者であつて、理学療法士免許を受けているものには、<u>新施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。</u></p> <p>3 この省令の施行の際現に教育職員免許法の規定により高等学校助教諭の臨時免許状又は盲学校特殊教科助教諭の理療の教科についての臨時免許状の授与を受けている者であつて、理学療法士免許を受け、かつ、盲学校において理学療法の教科の教授を担当する教員として五年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものには、<u>新施行規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、新施行規則に規定する盲学校特殊教科教諭の理学療法</u></p>

教科教諭の理学療法の教科についての二種免許状を授与することができる。

の教科についての二種免許状を授与することができる。

○ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年一月三十一日 文部科学省令第一号）

（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験の免除）</p> <p>第五条 高等学校（特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。別表において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>附 則（抄）</p> <p>第五条 高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（試験の免除）</p> <p>第五条 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。附則第五条及び別表において同じ。）において、各試験科目に相当する別表の第二欄に定める科目を修得した者に対しては、その願い出により、当該試験科目についての試験を免除する。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>附 則（抄）</p> <p>第五条 高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する科目を修得した者（平成十五年四月一日前に高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。</p> <p>2～4 （略）</p>

○ 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年八月七日文部科学省令第三十一号）

（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正法附則第七条の規定の適用がある者についての改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第七条に定める修得方法の例にならうものとする。この場合において、この省令の施行の際現に同条の表第四欄に掲げる科目の単位の修得していない者については、当該科目は、特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。</p> <p>3 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧免許法別表第一の規定により改正法附則第五条第一項の表の上欄に掲げる同項に規定する旧免許状の授与を受けるために修得した旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成十年文部省令第二十八号）附則第三項の規定により当該科目の単位とみなされるものを含む。）については、次の表に定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法（改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法をいう。以下同じ。）別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

する科目の単位とみなすことができる。

<p>特殊教育に関する科目</p>	<p>特別支援教育に関する科目</p>
<p>教育の基礎理論に関する科目</p>	<p>特別支援教育の基礎理論に関する科目</p>
<p>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>
<p>盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>
<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>

4 改正法附則第五条第一項の規定により同項に規定する新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、当該者が修得した特殊教育に関する科目の単位は、それぞれ前項の規定の例により特別支援教育領域に関する各相当の科目の単位とみなして、これを新免許法別表第七の規定により免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算するものとする。小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合も、これと同様とする。

5 前項前段の規定は、改正法附則第二十条第三項において改正法附則第八条第二項の規定を準用する場合について準用する。

6 旧施行規則第七条第一項の表備考第四号に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における教員としての経験年数は、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第七条第一項の表備考第四号に規定する特別支援学校における教員としての経験年数に通算することができる。

7 新免許法別表第一及び別表第七に規定する特別支援学校教諭の普通免許状に係る単位の修得に関し、新施行規則第二十条の規定による課程の認定、新施行規則第二十七条に規定する指定、新施行規則第三十四条の規定による認定、新施行規則第四十三条の二の規定による認定又は新施行規則第四十四条の規定による認定（以下「課程の認定等」という。）を受けようとする者は、施行日前においても、それぞれ新施行規則第二十一条、新施行規則第三十条、新施行規則第三十九条（新施行規則第四十三条の五において準用する場合を含む。）又は新施行規則第四十八条の規定の例により、課程の認定等の申請をすることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

2 学校教育法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一及び別表第七に規定する特別支援学校教諭の普通免許状に係る単位の修得に関し、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十条の規定による課程の認定、新施行規則第二十七条に規定する指定、新施行規則第三十四条の規定による認定、新施行規則第四十三条の二の規定による認定又は新施行規則第四十四条の規定による認定（以下「課程の認定等」という。）を受けようとする者は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、それぞれ新施行規則第二十一条、新施行規則第三十条、新施行規則第三十九条（新施行規則第四十三条の五において準用する場合を含む。）又は新施行規則第四

8| 文部科学大臣は、前項の規定により課程の認定等の申請があつた場合には、施行日前においても、その課程の認定等を行うことができる。

3| 十八条の規定の例により、課程の認定等の申請を行うことができる。
文部科学大臣は、前項の規定により課程の認定等の申請があつた場合には、施行日前においても、その課程の認定等を行うことができる。